

医局什器一式の調達に関する仕様書

那覇市立病院

【納 期】

●令和7年9月1日（月）までとする。

新棟の完成は8月1日に予定しているので、それ以前の搬入は職員の指示がある場合を除き認めない。また、9月13日（土）には、内覧会が行われるので、納品後の養生は速やかに撤去すること。

【入札物品の選択について】

型番等が変更・廃番になっているなど、仕様書に記載のある調達予定物品に疑義が生じた場合は、入札前に用度グループに照会をすること。

メーカーは1社で統一してください。

【入札金額について】

落札者の決定は、総価による最低価格落札方式にて実施する。よって入札グループ区分の中のすべての品目の見積が可能でなければならない。なお、項目に「不要」と記載のあるメーカーを選択した場合は、その項目については見積もる必要はない。

入札金額には、什器類等の搬送、搬入、設置、管理費・諸経費等、一切を含めることとする。

【設置場所について】

沖縄県那覇市古島2丁目31番地1

地方独立行政法人那覇市立病院 4階医局フロア

【納品・搬入について】

(1) 納品作業について

- ① 搬入に関する調整は、落札後に、担当部署と調整のうえ、決定するものとする。
- ② 納品は、職員又は職員から委託を受けた者の指示に従い、効率的に行うこと。
- ③ 納品時、什器類に瑕疵がみられた場合は、交換を求めるので、留意されたい。
- ④ 職員の指示に従い、適切な場所に設置すること。
- ⑤ 納品時に当院管理シールをすべての什器に貼付すること。（当院で準備、納品前にお渡しします）

(2) 履行場所の養生施工作業及び撤去作業

- ① 養生は、購入物品を搬入する諸室内及びその出入口において、受注者が必要に応じて行うこと。
- ② 養生施行の有無に関わらず、施設を破損又は汚損した場合には原状復帰を基本とする調整を行うこと。

- ③ 養生期限は作業終了時までとし、その後、養生の撤去作業を行うこと。
受注者は養生撤去後、その部分に欠損が生じたときは、速やかに補修又は交換を行うものとし、常時完全な状態を保持すること

【業務内容】

(1) 業務遂行のための基本計画・作業計画等の立案及び付随業務の実施

- ① 受注者は、作業内容が分かる『作業計画表』（『』及び下線は提出書類を意味する。以下同じ。）及び『詳細工程表』を立案し、当院に提出し、監督職員の承認を得ること。
- ② 受注者は、作業計画表及び詳細工程表に基づき、必要に応じて監督職員・関係機関と協議、調整を行うこと。
- ③ 受注者は、『体制表』及び『緊急連絡体制表』を作成し、監督職員の承認を得ること。体制表には、組織体制及び統括責任者、作業管理者、並びにその他の各業務担当者等の名簿を記載すること。緊急連絡体制表については、緊急時の体制及び連絡先を記載すること。

【据付】

(1) 据付対象物品等の墨出し等

受注者は、担当職員からの指示に基づき、発注者と十分な打合せを行い、墨出しの位置を電話・LAN 業者等と事前に打合せを行い、墨出し図面を作成し担当職員の確認を得て、墨出し作業を実施するものとする。

- ① 受注者は納品前の指定した期日までに『墨出し計画図』を作成し、監督職員の承認を得てから墨出しを行い、監督職員の確認を受けること。
- ② 上記①の墨出し後、什器類搬入設置前に OA フロアからの OA タップ立ち上げ位置調整を行ったうえで、事務机設置後に OA タップの机上への立ち上げを行うこと。
また、作業にあたり既設電源コンセントの立ち上げ位置が什器類を使用する際に支障となる場合は、OAフロアを捲り移動させる等、支障なく什器類を使用できるように調整を行わなければならない。
- ③ キャビネット、ロッカー及び物品棚の転倒防止・横ずれ防止を行うにあたり、監督職員と事前に協議した上で実施すること。
- ④ 什器類設置後、必要に応じて取り扱い説明を行うこと。

(2) 耐震対策

- ① 受注者は棚類の設置は、耐震固定まで行うこと。棚の設置位置を職員に確認した後、必要なものは耐震対策を行い、転倒防止を施すこと。
なお、天井面には、照明設備・空調設備・消防設備（スプリンクラー、煙感知器、可動式防災垂れ壁、防火扉、誘導灯等）等の各種設備や天井面・床面の点検口等の障害にならないように設置すること。

【その他】

- ・落札者は、納入予定物品の一覧（当院が指定する管理番号、名称・メーカー名・型番・単価・数量・金額（税別・税込）写真を記載すること）をエクセルデータにて職員に提出すること。また、エクセルデータは、10万以上（資産）と10万以下（備品）に分けて提出すること。
- ・その他、当該仕様書に記載のない事項については、職員と密に連絡をとり、協議の上決定する。